

情 審 第 1 8 号

平成18年 6 月29日

長 野 市 長 鷲 澤 正 一 様

長野市情報公開審査会

会 長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年 3 月23日付け17障第530号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申  
します。

## 記

### 1 審査会の結論

「障害程度区分認定モデル事業に係る(1)医師意見書で自閉症と診断された人の分(平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書)、(2)厚生労働省へ送付した電子データ(平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ)」について、医師意見書で自閉症と診断された人の分(平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書)のうち「2. 特別な医療」欄及び厚生労働省へ送付した電子データ(平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ)のうち報告番号 1 - 1記載のデータ管理用項目中「通し番号」「市町村番号(5桁)」「障害種別( 1 身体 2 知的 3 精神)欄他別表に掲げる項目については公開すべきである。またその他の部分については非公開が妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

#### (1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成18年 1 月 9 日に「障害程度区分認定モデル事業に係る(1)医師意見書で自閉症と診断された人の分(平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書)、(2)厚生労働省へ送付した電子データ(平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ)」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該情報は、条例第7条第2号に該当する非公開情報であるとし、平成18年1月24日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成18年2月3日に異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年1月9日付けで実施機関が行った「障害程度区分認定モデル事業に係る(1)医師意見書で自閉症と診断された人の分(平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書)、(2)厚生労働省へ送付した電子データ(平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ)」の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。

実施機関は、調査対象件数が少なく、当該情報に含まれるいくつかの情報から、特定の個人を識別することができるとするが、調査対象となった自閉症者は少数であっても、文部科学省の調査によれば、通常学級に在籍する児童生徒の6パーセント以上が自閉症圏の障害を持つと考えられ、これを成人の人口比に当てはめれば、長野市に在住する自閉症者の数は多く、個人の氏名、住所、生年月日、直接的な身体特徴を非公開とすれば、個人を特定することはできない。

また、医師意見書には、自閉症者である個人の行動特徴が記載されているが、それは自閉症としての行動特徴であって、特定の個人を識別するものではない。

自立支援法については、多くの自治体から厚生労働省に「苦情」が寄せられていることから、当該情報の非公開が維持されると、調査対象ではない障害者にも不利益が及ぶと考えられる。厚生労働省の、この事業の結果速報によれば、障害程度区分プログラムでは、非該当になる精神障害者、知的障害者が多数出ており、障害者の生活、健康に直接影響のある事業であり、適切かつスムーズな制度移行を図るためには、このような事実を広く障害者に広報する必要がある。それゆえ、障害者にとっては、公開が予定されている情報、公開することが必要な情報であり、問題を障害者に対して明らかにすることがこの試行事業を実施した行政の責任でもある。

自閉症と診断された人の医師意見書を一部公開している自治体は16に及ぶ。条例では、非公開情報の例外として第7条第2号アに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」をあげているが、「慣行」の視点は他の自治体の動向も含まれていると考えるべきであり、多数の自治体が自閉症と診断された人の文書を、

一部公開している状況から、当該情報は、慣行として公にすることが予定されていると言うべきである。

公開することによる利益と、不利益を勘案して、障害者の利益につながる開示決定がなされるべきである。認定手続、判定において不利益をこうむるおそれのある障害者が存在するにもかかわらず、このモデル事業の内容を非公開とすることは、障害者施策を実施する行政に対する信頼を損なうことになるものであり、通常、障害者が障害者に関係する福祉施策の推進のために必要と考えられる範囲の情報は公開すべきである。

#### 4 実施機関の説明要旨

- (1) 障害程度区分認定モデル事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、支給決定の透明化、明確化を図るために実施したものである。障害者に対するサービスの提供に当たっては、介護保険におけるようなランク付けがなく、障害の程度の判定について明確な尺度が存在しない。そこで国において、全国61市町村でサンプルを集め、障害程度区分を開発、設定し、支給決定手続実施の際の実務上の課題を把握しようとするものである。事業の実施に当たっては、調査対象者に対し、調査内容は、厚生労働省及び委託を受けて調査開発を行う機関のみに提供するものであることを説明し、情報が外部に漏れることはないという前提で協力を得ているものである。
- (2) 今回実施したモデル事業においては、調査対象件数が30件と少なく、対象者の氏名、住所等の情報を除いたとしても、当該情報に含まれるいくつかの情報から特定の個人を識別することが可能であると考えられることから、条例第7条第2号に該当するものであると考える。また、医師意見書には、対象者個人の健康状態、病歴等の心身の状態に関する情報が、また厚生労働省へ送付したデータには、対象者の家族の状況、生活の状況、健康状態等が記載されており、これらは通常他人に知られたくない情報であり、公開された場合、個人の正当な利益を害するおそれがあるものである。
- (3) 異議申立人は、実施機関はこのモデル事業に協力した障害者に対して、作成した情報を民間人に提供することを説明し、了解を得ている。また障害を持つ人がこの事業に協力したのは、適切な障害者施策を構築してもらいたいという思いからであり、行政が本モデル事業に関する情報を独占することなく、障害を持つ人、障害福祉に関心のある人に公開することが必要であると主張している。しかし、前述のとおり、調査対象者の情報が外部に公表されることがないことを前提に、委託契約を結んだ調査機関に当該情報を提供することについて了解を得ているものであり、調査機関以外の第三者に情報を提供することの了解を得ているものではない。また、本モデル事業の結果に関しては、厚生労働省から統計的なデータが示されており、その結果の分析について、厚生労働省において有識者や関係者とのヒアリングも実施されている。本件請求に係る情報については、非公開とすることによって、障害者個人の権利利益の保護

を図るものであり、ひいては、障害者が自立した社会生活を営むことができるように支援し、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした障害者自立支援法の趣旨を実現するものである。

## 5 審査会の判断

本審査会は、条例第25条の規定に基づき、本件非公開決定に係る記録情報の提示を求めたうえで、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 医師意見書で自閉症と診断された人の分(平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書)(以下「医師意見書」という。)について

医師意見書は、当該個人の氏名、生年月日、住所等の他、「傷病に関する意見」「特別な医療」「心身の状態に関する意見」「介護に関する意見」「その他特記すべき事項」の各項目が記載されている。

申立人は、長野市に在住する自閉症者の数は多く、個人の氏名、住所、生年月日、直接的な身体特徴を非公開とすれば、個人を特定することはできず、医師意見書に記載されている個人の行動特徴は自閉症としての行動特徴であって、特定の個人を識別するものではないと主張している。

しかし、医師意見書には、傷病名及びその発症年月日、入院歴等が記載されており、これらの情報は、その項目のみを見た場合に、それだけで必ずしも特定の個人を識別することができるとは言えないが、これらの情報に加えてその他の情報が組み合わされることによって、特定の個人を識別することができることになると考えられる。

また、傷病に関する意見やその他特記すべき事項等に記載されている内容は、当該個人の健康、傷病の状況、治療内容、日常生活等が具体的に記載されているものであり、申立人が主張するような一般的な自閉症の行動特徴に過ぎないということではできない。これらの情報は、当該個人の心身に直接関わる情報であって、かつ、人に知られたくない度合いが特に強い内面的、身体的な状態を示す性質のものであり、公にされることによって、本人に不快感や不安感などの精神的な苦痛を及ぼすことが考えられ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

これらの観点から、医師意見書に記載されている情報を個別に検討した結果、他の情報と組み合わせることによって特定の個人を識別することが可能となる情報、及び特定の個人は識別できないとしても、なお公にすることによって個人の権利利益を害するおそれのある情報については非公開とするべきである。

### (2) 厚生労働省へ送付した電子データ(平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ)(以下「試行事業結果データ」という。)について

申立人は、個人の氏名、住所、生年月日、直接的な身体特徴を非公開とすれば、

個人を特定することはできず、また、障害者にとっては、公開が予定されている情報、公開することが必要な情報であると主張している。

試行事業結果データには、氏名及び住所等、直接特定の個人を識別することができる情報は記載されていないが、介護施設やサービスの利用状況、家族構成、具体的な日常生活の状況などの他、過去の入院歴及び病名等が記載されている。これらの情報は、その項目のみを見た場合に、それだけで特定の個人を識別することができるとは言えないが、これらの項目を組み合わせることにより、又はこれらの情報に加えてその他の情報が組み合わせられることによって、特定の個人を識別することができることになると考えられる。

また、試行事業結果データに記載されている、勘案事項や、健康状態等特筆すべきこと、心身の状態に対する意見等、具体的な個人の状況に関する内容は、個人の私生活や身体の状態、健康等にかかわる機微にわたる極めて私的な情報であると認められる。これらの情報は、仮に特定の個人を識別できることとなる部分を除いた上であっても、人に知られたくない度合いの強い、内面的、身体的な状態を示すものであり、特定の個人が識別されなくても、本人であれば自分自身の情報であることがわかる可能性があり、これらの情報が公にされることによる不快感、不安感等の精神的な苦痛を及ぼすこととなり、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

これらの観点から、試行事業結果データに記載されている情報を個別に検討した結果、他の情報と組み合わせることによって特定の個人を識別することが可能となる情報、及び特定の個人は識別できないが、なお公にすることによって個人の権利利益を害するおそれのある情報については非公開とすべきである。

- (3) なお、実施機関は、個人情報外部に公表されないことが事業実施の前提である旨主張しているが、それによって公開・非公開の判断が絶対的に拘束されるものではなく、実施機関と事業に協力した個人との間のそのような事情も含めて、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるか否かを判断すべきである。

以上の観点から医師意見書及び試行事業結果データの各項目を検討すると、別表に掲げる項目の情報については、公開したとしても特定の個人を識別することができる可能性があるとは言えず、また、人に知られたくない度合いが特に強い機微にわたる情報とまでいえないと考えられ、公開すべきである。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

【別表】

〔平成17年度障害程度区分判定等試行事業医師意見書〕

- \* (1)最終診察日
- \* (2)意見書作成回数
- \* 2 . 特別な医療

〔平成17年度障害程度区分判定等試行事業結果データ〕

報告番号 1 - 1

- \* データ管理用項目 のうち
  - ・ 通し番号
  - ・ 市町村番号(5桁)
  - ・ 障害種別( 1 身体 2 知的 3 精神)
- \* 認定調査時間( 分)
- \* 現在受けているサービスの状況(状況票2) のうち
  - ・ ホームヘルプ等 欄
- \* 地域生活関連 のうち
  - ・ 外出の頻度(過去1ヶ月間の回数)
  - ・ 過去の入所歴あり
  - ・ 入所期間 その1
  - ・ 入所期間 その2
- \* 就労関連 のうち
  - ・ 就労希望の有無
- \* 日中活動関連 のうち
  - ・ 日中活動場所
- \* 介護者関連 のうち
  - ・ 介護者あり

報告番号 1 - 2

- \* データ管理用項目 のうち
  - ・ 通し番号
  - ・ 市町村番号(5桁)
  - ・ 障害種別( 1 身体 2 知的 3 精神)

### 報告3 市町村審査会整理票

- \* 通し番号
- \* 市町村番号
- \* 障害種別
- \* 審査時間( 分)
- \* 一次判定結果
- \* 二次判定結果
- \* 変更の有無
- \* 変更コード

### 報告4 サービスの種類判定

- \* 通し番号
- \* 市町村番号
- \* 障害種別
- \* 一次判定結果
- \* 二次判定結果
- \* 生活訓練等を伴う家事等の援助(ホームヘルプ)
- \* 訓練系サービス
- \* 就労系サービス

### 報告5 - 1 認定調査及び審査会の運営

全部

### 報告5 - 2 障害程度区分判定にかかる個別ケースの審議で気付いた点

- \* 市町村番号
- \* 障害種別
- \* 審議で気付いた点

## 6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月23日	諮問
3月23日	第1回審査会 諮問書受理 経過説明 実施機関からの理由説明 審査
4月24日	第2回審査会 異議申立人の反論書等の審査
6月 5日	第3回審査会 審査
6月29日	第4回審査会 審査 答申